# 第2章 対象化学物質に係る検討

## 2-1 類似制度等における状況

### 2-1-1 条例における規定

条例に基づきPRTRと類似の届出制度を実施している自治体は、平成17年度の調査時点で11都府県市が確認されている。それらの届出制度が対象としている化学物質は、化管法の第一種指定化学物質と同じ354物質の自治体が5ヶ所あるが、独自の方法で物質指定をしている自治体も6ヶ所存在している(表 2-1)。

条例の規定内容の詳細は資料編参照。

指定物質数 自治体 備考 総数 うち、第一種以外 札幌市 66 物質 なし 第一種より選定 第二種:81 物質 埼玉県 499 物質 クロロメチルメチルエーテル等 独自指定:64 物質 東京都 58 物質 16 物質 酢酸エチル等 横浜市 (指定なし) 要請に応じて届出 64 物質 川崎市 「ビスマス及びその化合物」等 13 物質 + 市長が必要と認める物質 第二種:2物質 大阪府 123 物質 トリエタノールアミン等 独自指定:48 物質

表 2-1 届出制度で独自の物質指定をしている自治体の状況

資料: 自治体へのアンケート調査に基づき作成

注:化管法の第一種及び第二種指定化学物質を「第一種」等と略称した。

### 2-1-2 諸外国の状況

諸外国の PRTR 制度における指定物質には、我が国の化管法の第一種指定化学物質と異なる物質が多数含まれており、主要国の指定物質の調査結果によると、重複を除いて約700物質が確認されている。主要国における指定物質の概要を表 2-1 に示す。

主要国における具体的な指定物質の名称等の詳細は、参考資料を参照。

表 2-2 諸外国のPRTR制度における物質指定の状況

国名等	第一種以外 の物質数	指定物質の例
米国	436	アジ化ナトリウム
カナダ	202	ナフタレン
英国	151	ジアミノトルエン
豪州	45	酢酸エチル
オランダ	164	4-アミノビフェニル
EU	93	1,2-ジフェニルヒドラジン
スウェーデン	56	ヘキサクロロブタジエン
韓国	119	p-ニトロトルエン
アイルランド	93	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート

資料:「PRTR 対象物質データベース」(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

注:「第一種以外の物質数」は化管法の第一種指定化学物質以外の指定物質を示すが、」カウント方法によって数が 増減する可能性があることに留意。

### 2-1-3 その他

## (1) PRTRパイロット事業

化管法が施行される前、環境庁(現:環境省)が平成 9~11 年度に実施したPRTRパイロット事業は、 化管法の第一種指定化学物質とは異なる化学物質も含めて実施された。その具体的な化学物質名の 例を表 2-3 に示す。

表 2-3 PRTRパイロット事業(H9~11)で対象となった化学物質(例)

CAS 番号	化学物質名	備考
-	インジウム及びその化合物	第二種指定化学物質
107-30-2	クロロメチルメチルエーテル	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (優先取組物質)
126-99-8	クロロプレン	合成ゴム原料
74-93-1	メチルメルカプタン	有機合成原料、反応促進剤、付臭剤

資料: 平成 11 年度 PR TRパイロット事業報告書(環境庁)

### (2)化学物質使用実態調査

神奈川県や東京都、愛知県、滋賀県、川崎市など、先進的な取組を実施している自治体においては、 化管法の第一種指定化学物質が指定される前に数多くの化学物質の取扱状況等が調査され、それら の報告データの一部は、化管法や政令を制定するときの判断材料の一つとなった(詳細は省略)。

#### (3)フォローアップ事業

平成 13 年度~平成 15 年度に実施した PRTR フォローアップ事業、平成 16 年度 PRTR 対象化学物質の排出削減事例に係るアンケート調査において、「代替物質への移行状況」と、「第二種指定化学物質に係る排出等の状況」に関する調査を実施し、第一種指定化学物質以外の化学物質の取扱等が多数報告された。

## 2 - 2 報告データ等の状況

以下にPRTRフォローアップ事業等にて実施した「代替物質への移行状況」と「第二種指定化学物質に係る排出等の状況」に限って情報収集を行い、第一種指定化学物質への追加候補物質として例示する。

### 2-2-1 代替物質への移行状況

PRTRの対象化学物質(=第一種指定化学物質)を取り扱っている事業者においては、同様の機能を有する別の化学物質(=代替物質)に切り替えることによって、対象化学物質の取扱量や排出量を抑制する場合がある。このような代替物質は、従来取り扱っていた対象化学物質(=被代替物質)と比べて有害性が低いとは限らず、単に「PRTRの対象でない」という理由だけで代替物質に移行する場合があるとしたら、そのような代替物質は第一種指定化学物質へ追加されるべき候補となり得る。

以上のような認識から、本調査においては以下のような3種類のデータを整理することにより、代替物質への移行状況について整理する。

- ・ 平成 13 年~15 年度PRTRフォローアップ事業(環境省)
- ・ 平成 16 年度 PRTR 対象化学物質の排出削減事例に係るアンケート調査 (環境省)
- ・ 企業のホームページ等で公表されている代替物質の情報

### (1)主な代替物質

代替物質名は個別物質名で把握できる場合と物質群(例えば、炭化水素系溶剤)しか把握できない場合があったため、本調査では物質群についても可能な範囲で整理した。その結果、代替物質(個別名及び群)として136種類が抽出された。個別物質名として回答があったもののうち、回答数が5件以上の物質を表 2-4に示す。酢酸エチル、酢酸ブチルの回答数が多く、無機化合物も回答数5件以上のものが4物質あった。また、トルエンのように代替物質が対象化学物質自体のケースもあった。表 2-4に示す代替物質以外のものについては、参考資料にて示す。

また、代替物質の回答には「ノントルエン製品」などの回答も多く、事業者でも代替物質名を特定できない場合が多数あった(全回答数の約半分)。

表 2-4 主な代替物質と報告件数

	27 - · = 0.1 4   1.325   1   M   1	7.77
	代替物質	報告件数
	シクロヘキサン	5
炭化水素系	トルエン	5
	1,3,5-トリメチルベンゼン	5
	エタノール	5
アルコール系	イソプロパノール(IPA)	9
	ブタノール	9
ケトン系	アセトン	7
プトンボ	メチルエチルケトン(MEK)	9
エステル系	酢酸エチル	29
エスノルボ	酢酸ブチル	34
ハロゲン系	ブロモプロパン	6
	銅及びその化合物	14
無機化合物	ビスマス	5
無	スズ及びその化合物	16
	銀化合物	8
アミン系	トリエタノールアミン	6
その他	水	23
上記以外の物質	<u> </u>	126
不明		348
	合 計	669

注1:「ノントルエン製品」といった報告は「不明」に分類した。

注2: 平成 13 年~15 年度PRTRフォローアップ事業(環境省)及び平成 16 年度PRTR対象化学物質の排出削減事例に係るアンケート調査(環境省)による。回答数が5件以上の物質を抽出した。

### (2)代替物質の用途

136 種類の代替物質を 12 区分に分類し、用途別の報告件数と併せて集計した結果を表 2-5 に示す (詳細は資料編)。「塗料・接着剤・印刷インキ」や「洗浄剤・表面処理剤」など、使用に伴って環境へ排出 される可能性が高い用途で代替されるケースが多い。

表 2-5 代替物質の用途別の報告件数

								用i	金別の	報告件	数						
代替物質の種類	物質種類	塗料・接着剤・ 印刷インキ	試薬	殺菌·消毒剤	洗净剤· 表面処理剤	溶剤	触媒	原材料·添加 剤	然米斗	製造	ボイラ用水処 理	半田原料	冷媒	その他	不明	合計	構成比
炭化水素	10	9	5		33	4		2							29	82	12%
アルコール	8	9	3	1	7	3		4						2	10	39	6%
ケトン	6	8	2		3	5									5	23	3%
エステル	14	37	1		2	1		5						7	37	90	13%
エーテル	5				4			5		2				1	15	27	4%
グリコール・グリコールエステル	13	3			1	1		2						2	11	20	3%
ハロゲン化物	16	2			4			2					10	1	9	28	4%
無機化合物	25	11			6			25				1	3	4	35	85	12%
酸及びその塩	12				6	1	1	2			1				5	16	2%
アミン類	6				6			3			1			2	3	15	2%
水	7	20	3		17	6		1	1					4	29	81	12%
その他	14	2			2	1		3			1			2	14	25	4%
不明		38	3		21	7	1	10	2		2	4		3	68	159	23%
合計	136	139	17	1	112	29	2	64	3	2	5	5	13	28	270	690	100%

注1:物質種類とは、代替物質として回答された実物質数であり、物質名の重複を除いた数。

注2:物質種類には、正確な個別物質名が不明であり物質群として回答されているものも含む。

注3: 平成13年~15年度PRTRフォローアップ事業(環境省)及び平成16年度PRTR対象化学物質の排出削減事例に係るアンケート調査(環境省)による。

# (3)被代替物質との対応関係

被代替物質(=代替前の対象化学物質)としては、トルエン、キシレン、「鉛及びその化合物」等が多く 回答された。代替物質と被代替物質の主な組み合わせを表 2-6 に示す。

塩素系溶剤(塩化メチレン等)は非塩素系の炭化水素系溶剤への代替が多く、また、トルエンやキシレンは酢酸エステル(酢酸ブチルや酢酸エチル)へ代替される場合が多い。

表 2-6 代替物質と被代替物質との主な組み合わせ(その1)

K 2 0 IVEIDEC						報告件	数		
	145	211	227	63	40	309	230	26	
代替物質	塩化メチレン	トリクロロエチレン	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	ポリ(オキシエチレン)= / ニルフェニルエーテル	鉛及びその化合物	石綿	合計
炭化水素系溶剤	10	21	5						36
イソプロパノール(IPA)			5						5
ブタノール				5					5
メチルエチルケトン(MEK)			5						5
酢酸エチル			22	6					28
酢酸ブチル			15	12	7				34
ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテ ル類(対象化学物質以外)						17			17
銅及びその化合物							13		13
ビスマス							5		5
スズ及びその化合物							16		16
銀化合物							8		8
水	5		7						12
水性塗料			10	7					17
水系洗浄剤		5							5
不明	5		26	21		8	18	7	85
合 計	20	26	95	51	7	25	60	7	291

注1:代替物質と被代替物質の組あわせの回答が5件以上のデータを抽出。

注2: 平成 13 年 ~ 15 年度 P R T R フォローアップ事業 (環境省) 及び平成 16 年度 P R T R 対象化学物質の排出削減事例に係るアンケート調査 (環境省)による。

### (4)代替物質の取扱量等

主な代替物質について、代替前の被代替物質の年間取扱量の分布、及び代替による被代替物質の 年間取扱量の削減状況を表 2-7 に示す。被代替物質の年間取扱量が 1t に満たない(=化管法で届 出の必要性がない)場合もあるが、多くの場合においては届出要件に該当していた場合に代替物質へ 移行している。

被代替物質の削減の程度としては、「全廃」又は「概ね全廃」と回答した場合も少なくないが、半数以 上のケースでは被代替物質の取扱量を削減しただけにとどまっている。

表 2-7 被代替物質の取扱量の分布と削減の程度

被代替物質の取扱量の分布(回答数) 業所 代替物質

削減の程度(回答数) 1,000t ~ 10,000t 10,000t ~ 100,000t 00,000t P  $0t \sim 100$ 100kg未》 以減力 概な半沙 不明 霊 ₩ 00kg · 概ね 恕 北少川 阥 4₩ 宣 炭化水素系溶剤 酢酸ブチル 酢酸エチル ポリ(オキシエチレン) = アルキル エーテル類 水 水性塗料 スズ及びその化合物 銅及びその化合物 水系洗浄剤 イソプロピルアルコール(IPA) ブチルアルコール メチルエチルケトン(MEK) 銀化合物 アルコール類 アセトン 準水系洗浄剤 トリエタノールアミン シクロヘキサン トルエン 1,3,5-トリメ**チルベ**ンゼン エタノール ブロモプロパン ビスマス 水系接着剤 上記以外(不明も含む) 合計 

### (5)主な代替物質の使われ方

主な代替物質(回答数が5件以上)については、業種及び用途、被代替物質を個表形式で整理した。 ここでは回答数が多い酢酸エチル、酢酸ブチル、「銅及びその化合物」、「スズ及びその化合物」の例を 示す(その他の代替物質は資料編参照)。

注: 平成 13 年~15 年度 PRTRフォローアップ事業(環境省)及び平成 16 年度 PRTR対象化学物質の排出削減事例に係るアンケ ート調査(環境省)による。

表 2-8 代替物質の使われ方の例(酢酸エチル)

	取扱のある業種			被代替物質	同様の回
業種 コード	業種名	用途	物質 番号	対象化学物質名	答の件数
1600	木材·木製品製造業		63	キシレン	
1600	木材·木製品製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	
1700	家具·装備品製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	63	キシレン	2
1700	家具·装備品製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	3
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	
1900	出版·印刷·同関連産業		227	トルエン	6
2000	化学工業		145	ジクロロメタン	
2000	化学工業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	6
2200	プラスチック製品製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	
3000	電気機械器具製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	63	キシレン	
3000	電気機械器具製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	
3100	輸送用機械器具製造業		63	キシレン	2
3100	自動車製造販売	塗料・接着剤・印刷インキ、 洗浄剤・表面処理剤	227	トルエン	
3400	その他の製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	2

注1: 平成13年~15年度PRTRフォローアップ事業(環境省)及び平成16年度PRTR対象化学物質の排出削減事例に係るアンケート調査(環境省)による。

注2:用途の空欄は「不明」の場合を示す。

注3:「同様の回答の件数」とは、業種、用途、被代替物質の組み合わせがすべて同一のものの件数を示す。

表 2-9 代替物質の使われ方の例(酢酸ブチル)

	取扱のある業種			被代替物質	同様の回
業種 コード	業種名	用途	物質 番号	対象化学物質名	答の件数
1600	木材·木製品製造業		227	トルエン	
1700	家具·装備品製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	63	キシレン	3
1700	家具·装備品製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	3
1900	出版·印刷·同関連産業	塗料・接着剤・印刷インキ	63	キシレン	
2000	化学工業	塗料・接着剤・印刷インキ	40	エチルベンゼン	5
2000	化学工業		63	キシレン	2
2000	化学工業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	
2200	プラスチック製品製造業		227	トルエン	
2800	金属製品製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	63	キシレン	
2800	金属製品製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	
3000	電気機械器具製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	63	キシレン	
3000	電気機械器具製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	2
3100	輸送用機械器具製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	40	エチルベンゼン	2
3100	輸送用機械器具製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	63	キシレン	3
3100	自動車製造販売	塗料・接着剤・印刷インキ、 洗浄剤・表面処理剤	63	キシレン	
3100	輸送用機械器具製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	3
3400	その他の製造業	溶剤	227	トルエン	
3400	その他の製造業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	2

注1: 平成13年~15年度PRTRフォローアップ事業(環境省)及び平成16年度PRTR対象化学物質の排出削減事例に係るアンケート調査(環境省)による。

注2:用途の空欄は「不明」の場合を示す。

注3:「同様の回答の件数」とは、業種、用途、被代替物質の組み合わせが同一の件数を示す。

表 2-10 代替物質の使われ方の例(銅及びその化合物)

	取扱のある業種			被代替物質	同様の回
業種 コード	業種名	用途	物質 番号	対象化学物質名	答の件数
1900	出版·印刷·同関連産業	塗料・接着剤・印刷インキ	227	トルエン	
2700	非鉄金属製造業		230	鉛及びその化合物	
3000	電気機械器具製造業	原材料·添加剤、半田原料	230	鉛及びその化合物	11
3400	その他の製造業	洗浄剤·表面処理剤	230	鉛及びその化合物	

注1: 平成13年~15年度PRTRフォローアップ事業(環境省)及び平成16年度PRTR対象化学物質の排出削減事例に係るアンケート調査(環境省)による。

注2:用途の空欄は「不明」の場合を示す。

注3:「同様の回答の件数」とは、業種、用途、被代替物質の組み合わせが同一の件数を示す。

表 2-11 代替物質の使われ方の例(スズ及びその化合物)

	取扱のある業種			被代替物質	同様の回
業種 コード	業種名	用途	物質 番号	対象化学物質名	答の件数
2200	プラスチック製品製造業		230	鉛及びその化合物	
2800	金属製品製造業	原材料·添加剤	230	鉛及びその化合物	2
3000	電気機械器具製造業	原材料·添加剤、半田原料	230	鉛及びその化合物	12
3400	その他の製造業	洗浄剤・表面処理剤	230	鉛及びその化合物	

注1: 平成13年~15年度PRTRフォローアップ事業(環境省)及び平成16年度PRTR対象化学物質の排出削減事例に係るアンケート調査(環境省)による。

注2:用途の空欄は「不明」の場合を示す。

注3:「同様の回答の件数」とは、業種、用途、被代替物質の組み合わせが同一の件数を示す。

### (6)製造・販売業者からの情報

代替物質を含有する製品を製造・販売する企業からの情報(インターネットでの公表資料)を収集し、 代替物質名と用途の対応関係として整理した。

表 2-12 には製造・販売業者からの情報で抽出した物質のうち、PRTRフォローアップ事業の回答件数が3件以上の物質を示す。検索した代替物質には具体的な化学物質の名称が不明の場合が多い。また、ヘキサヒドロベンゼンなど、ユーザーサイドからは抽出されない物質名もある。なお、検索結果の詳細は資料編参照。

表 2-12 製造・販売業者の情報から抽出した代替物質

代替物質	用途
ブロモプロパン	工業用洗浄剤
イソプロパノール	印刷インキ用抽出溶剤、航空機凍結防止 剤、ブレーキ油調整剤、塗料・インキ溶剤、 ガソリンタンク水抜き剤
ブタノール	塗料・インキ溶剤、酢酸ブチル・安定剤・ DBPの原料、医薬品原料
シクロヘキサン	塗料・エーテル・ワックス・ゴムの溶剤、ペイント及びワニスの剥離剤、印刷用部品洗浄
エタノール	エーテル・エステル・セルロイド等の抽出 剤、ワニス・インキ溶剤,化粧品原料、消毒 剤、洗浄剤、燃料他
ヘキサン	食用油脂抽出、抽出溶剤、塗料・インキ溶剤、洗浄剤他、食用油脂抽出、抽出溶剤、 塗料・インキ溶剤、洗浄剤他
メチルシクロヘキサン	塗装、洗浄用シンナー
プロピレングリコールモ/メチルエ ーテル	グリコールエーテル溶剤の代替品、低毒性溶剤、インキ溶剤、電子材料のフラックス洗浄剤、複写液、工業用洗剤、染料、粘度調整剤
ナフサ	金属部品等の溶剤、インキ溶剤、焼付エナ メル塗料等の溶剤

資料:各種ホームページ

注:代替物質の欄の は表 2-4の再掲を示す。

## 2-2-2 第二種指定化学物質に係る排出等の状況

## (1)業種別の取扱状況

第二種指定化学物質に係る業種別の取扱状況を表 2-7 に示す。また、年間取扱量によらず何らかの取扱いがある事業所の比率を取扱率として示す。取扱率が高い業種は自然科学研究所、家具・装備品製造業であるが、いずれも年間取扱量が 0.1t 未満の場合がほとんどである。年間取扱量 1t以上の事業所が比較的多い業種は、化学工業、金属製品製造業である。

表 2-13 第二種指定化学物質に係る業種別・年間取扱量別の回答数

	 業種				回答数		
	未但	取扱い	耳	双扱あり(	(a)	合計	取扱率=
業種	業種名	なし	0.1t未	0.1t ~	  1t以上	(b)	(a)/(b)
コード		<i>'</i> & U	満	1 t	ルダエ	(6)	
9210	自然科学研究所	7	15			22	68%
1700	家具·装備品製造業	13	11	2		26	50%
	石油卸売業	25	24			49	49%
2300	ゴム製品製造業	20	8	2	3	33	39%
9140	高等教育機関	7	4			11	36%
	下水道業	39	16			55	29%
2700	非鉄金属製造業	33	7	2	4	46	28%
3100	輸送用機械器具製造業	54	16	1	4	75	28%
	化学工業	234	54	10	26	324	28%
3900	鉄道業	13	5			18	28%
2100	石油製品・石炭製品製造業	18	3		3	24	25%
3200	精密機械器具製造業	13	4			17	24%
2800	金属製品製造業	146	31		8	185	21%
1400	繊維工業	19	4		1	24	21%
2900	一般機械器具製造業	73	16	1	2	92	21%
1900	出版·印刷·同関連産業	40	7	1	1	49	18%
1500	衣服・その他の繊維製品製造業	9	2			11	18%
2200	プラスチック製品製造業	95	16		3	114	17%
1600	木材:木製品製造業	25	1	2	2	30	17%
	その他の製造業	33	5		1	39	15%
3000	電気機械器具製造業	206	30	3	3	242	15%
2500	窯業・土石製品製造業	54	7		2	63	14%
7700	自動車整備業	12	2			14	14%
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	40	5		1	46	13%
1200	食料品製造業	61	9			70	13%
	倉庫業	14	1		1	16	13%
2600	鉄鋼業	46	5		1	52	12%
8722	産業廃棄物処分業	16	2			18	11%
7210	洗濯業	19	2			21	10%
	燃料小売業	263	18			281	6%
	一般廃棄物処理業	70	3			73	4%
	電気業	11				11	
	飲料・たばこ・飼料製造業	10				10	
	上記以外の業種	29	8		1	38	24%
	合計	1,767	341	24	67	2,199	

注: 平成 13 年~15 年度 PRT Rフォローアップ事業(環境省)による。

# (2)取扱量規模及び用途

第二種指定化学物質の取扱量と用途を表 2-14 に示す。メチレンビス(4,1-フェニレン) = ジイソシアネートは最も報告件数が多く、年間取扱量も比較的大きい(年間取扱量 <math>10t 以上の報告が約4割)。

表 2-14 第二種指定化学物質に係る取扱量と用途

	第二種指定化学物質	年間	取扱	量別の	報告件	‡数					用途別	別の報告	件数				
物質 番号	物質名	0.1t 未満	0.1t ~1t	1t ~ 10t	10t以 上	合計	塗料· 接着 剤	試薬	洗浄剤· 表面処 理剤	反応 溶剤	触媒	排ガス・ 排水処 理剤	原材 料·添 加剤	燃料	製造	副次 的生 成	その 他
	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	6	11			52	22	1		1			25				3
	ジビニルベンゼン	2	3			9	1		1		1		5				1
	インジウム及びその化合物		3	3		8		1					5		1	1	
	テルル及びその化合物(水素化テルルを除く)	2	2	1	1	6							5			1	
	p-アミノフェノール	2	1			3						1	2				
	p-クロロフェノール	1	1		1	3		1		1							1
	1,1,2,2-テトラクロロエタン			1	_										1	1	1
	ビフェニル			2		3							2				1
	フェナントレン			1	_	3							2				1
62	tert - ブチル=ヒドロペルオキシド	1		2		3					2		1				
79	4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサンアミン)	2	1			3	2						1				
13	フェノバルビタール	1		1		2							2				
14	1,2-エポキシブタン				2	2							2				
16	オルトケイ酸テトラメチル				2	2							2				
17	2,4-キシレノール			2		2							1			1	
44	タリウム及びその水溶性化合物		1	1		2									1	1	
56	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミ 丿]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルア ゾ)-4'-メトキシアセトアニリド			2		2			1				1				
60	フタル酸ジイソブチル	1		1		2		1									1
74	メチルヒドラジン		1		1	2							1	1			
1	アセトアミド		1			1											1
2	p-アニシジン		1			1							1				
4	2-アミノピリジン		1			1							1				
35	m-ジニトロベンゼン		1			1											1
36	プロピルチオウラシル			1		1									1		
63	1,3-プロパンスルトン		1			1							1				
68	臭化アリル		1			1		1									
69	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ブロミド	1				1	1										
71	ベンゾチアゾール	1				1			1								
	ピリミノバックメチル			1		1							1				
	4,4'-メチレンビス(N,N-ジメチルアニリン)	1				1	1										
	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	1				1							1				
	合 計	22	30	37	35	124	27	5	3	2	3	1	62	1	4	5	11

注: 平成 13 年~15 年度 P R T R フォローアップ事業(環境省)による。

## (3)届出相当排出量の試算

事業者からの報告データに基づいて第二種指定化学物質に係る排出量を集計した結果を表 2-15 に示す。なお、集計したデータの約 1/3 は、年間取扱量や排出率を正確な値として算出することが困難であったため、年間取扱量等のランクとして選択式で報告されたものである。データの集計では、ランクごとの年間取扱量と排出率を設定し、両者を乗じることで排出量を推計した。年間取扱量及び排出率の設定値は下記のとおり。

### <年間取扱量の設定値>

回答	設定値
1t 以上 10t 未満	5t/年
10t 以上 100t 未満	50t/年
100t 以上	100t/年

## <排出率の設定値>

回答	設定値	
ほとんど排出はない	5%	
ご〈一部	30%	
半分程度	50%	
半分より大きい	70%	
ほとんど全て	95%	

表 2-15 第二種指定化学物質に係る排出量の集計結果

第二種指定化学物質		年間取扱	年間排出量(t/年)		
物質 番号	物質名称	量(t/年)	大気	公共用 水域	合計
78	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネー ト	1,511	121		121
9	インジウム及びその化合物	117		6	6
47	1,1,2,2-テトラクロロエタン	261	5		5
56	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミ 丿]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルア ゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	10		3	3
16	オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシシラン)	150	3		3
14	1,2-エポキシブタン	78	2		2
37	ジビニルベンゼン	30	2		2
17	2,4-キシレノール	6	0.3		0.3
44	タリウム及びその水溶性化合物	6		0.1	0.1
73	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)	5		0.1	0.1
74	メチルヒドラジン	51	0.03		0.03
	合 計	2,224	133	9	142

注: 平成 13 年~15 年度 PRT Rフォローアップ事業 (環境省)による

また、年間取扱量 1t 以上の場合の排出量及び PRTR フォローアップ事業の抽出率(下記)を用いて、第一種指定化学物質と同じ条件で届出相当排出量(=第一種指定化学物質になった場合に届出されると予想される排出量)の試算を行った(表 2-16)。

### フォローアップ事業の 抽出率(2.1%)

フォローアップ事業の 有効回答数 (2,149事業所)

- 事業所・企業統計によ る従業員数 20人以上の事業所数( 100,777 事業所)

接着剤や塗料の合成原料として使用されるメチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネートの届出相当排出量は全国で約6千トンと推計され、第一種指定化学物質の届出排出量と比較しても、上位10物質に入る排出量である。また、「インジウム及びその化合物」の届出相当排出量は約300トンと推計され、これも無視できない規模の排出量となった。

第二種指定化学物質 排出量(t/年) 物質 公共用 物質名 大気 合計 番号 水域 78 メチレンビス(4.1-フェニレン)=ジイソシアネート 5,700 5,700 9 インジウム及びその化合物 290 290 47 1,1,2,2-テトラクロロエタン 240 240 5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミ 56 /1-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メ 140 140 トキシアセトアニリド オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシシラ 16 120 120 120 14 1,2-エポキシブタン 87 87 44 タリウム及びその水溶性化合物 5 5 17 2,4-キシレノール 12 12 メチル=2-(4.6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキ 73 シ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル] ベンゾアート(別 5 5 名ピリミノバックメチル)

表 2-16 届出排出量の試算結果

## (4)主な第二種指定化学物質の取扱業種

メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネートと「インジウム及びその化合物」の2物質について、 取扱を報告した業種別の事業所数を表 2-17に示す。「インジウム及びその化合物」は金属系や 機械系の製造業での取扱が中心だが、メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネートは製造業 の中で幅広い業種で取り扱われている。

注:年間取扱量 1t 以上のデータだけを用い、PRTR フォローアップ事業の抽出率(=2.1%)に基づいて拡大推計した。

表 2-17 主な第二種指定化学物質に係る取扱の報告件数

		報告件数(件)		
	業種名	78	9	
業種		メチレンビス (4,1-フェニレ ン)=ジイソシ アネート	インジウム及 びその化合 物	
0500	金属鉱業		1	
1600	木材·木製品製造業	4		
1700	家具·装備品製造業	2		
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	1		
1900	出版·印刷·同関連産業	2		
2000	化学工業	9	1	
2100	石油製品·石炭製品製造業	1		
2200	プラスチック製品製造業	4		
2300	ゴム製品製造業	2		
2500	窯業·土石製品製造業	2		
2600	鉄鋼業	1	1	
2700	非鉄金属製造業		3	
2800	金属製品製造業	8	·	
2900	一般機械器具製造業	3		
3000	電気機械器具製造業	4	2	
3100	輸送用機械器具製造業	8	,	
3400	その他の製造業	1		
	合 計	52	8	

注: 平成 13 年~15 年度 PRT Rフォローアップ事業(環境省)による。

# 2-3 追加候補物質に係る検討

### 2-3-1 主な追加候補物質の概要

本調査では代替物質への移行状況と第二種指定化学物質に係る取扱状況等に限って情報収集を行った。その結果、表 2-18 に示す物質が第一種指定化学物質へ追加すべき候補物質(以下「追加候補物質」という。)として抽出された。なお、抽出条件は下記のとおりであり、毒性等は考慮していない。

### 追加候補物質の抽出条件

代替物質の調査で5件以上の回答があった物質(表 2-4)

但し、水、エタノールは対象化学物質とならないことが自明のため除外した。

製造・販売業者の情報より抽出された物質のうち、代替物質の調査で3件以上の回答があった物質(表 2-12)

第二種指定化学物質のうち、1t 以上の取扱いが確認された物質(表 2-16)

表 2-18 本調査で抽出された追加候補物質

Table	物質名			選定理由		
2 アセトン 67-64-1 3 ブチルアルコール 71-36-3 (n-) 75-26-3 5 メチルエチルケトン(MEK) 78-93-3 6 1,1,2,2-テトラクロエタン 79-34-5 7 ネート 101-68-8				代替物質		
3 ブチルアルコール 71-36-3 (n-) 70モブロバン 75-26-3	1	イソプロピルアルコール(IPA)	67-63-0			
4       プロモプロパン       75-26-3         5       メチルエチルケトン(MEK)       78-93-3         6       1,1,2,2-テトラクロロエタン       79-34-5         7       メチレンピス(4,1-フェニレン)=ジイソシア ネート       101-68-8         8       トリエタノールアミン       102-82-9         9       2-エチルヘキシルアルコール       104-76-7         10       2,4-キシレノール       105-67-9         11       1,2-エボキシブタン       106-88-7         12       プロピレングリコールモノメチルエーテル       107-98-2         13       メチルシクロへキサン       110-54-3         14       ヘキサン       110-54-3         15       シクロヘキサン       110-82-7         16       酢酸プチル       123-86-4 (n-)         17       酢酸エチル       141-78-6         オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトナシラン)       681-84-5         シラン)       5'-[N,N-ピス(2-アセチルオキシエチル)       3618-72-2         ルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド       8052-41-3         メチル-2-(4,6-ジメトキシ・2-ピリミジニル オキシ)-6-[1-(メトキシイミ))エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)       136191-64-5         24       タリウム及びその水溶性化合物         25       銅及びその化合物         26       銀化合物	2	アセトン	67-64-1			
5       メチルエチルケトン(MEK)       78-93-3         6       1,1,2,2-テトラクロロエタン       79-34-5         7       メチレンピス(4,1-フェニレン)=ジイソシア ネート       101-68-8         8       トリエタノールアミン       102-82-9         9       2-エチルヘキシルアルコール       104-76-7         10       2,4-キシレノール       105-67-9         11       1,2-エポキシブタン       106-88-7         12       プロピレングリコールモノメチルエーテル       107-98-2         13       メチルシクロヘキサン       108-87-2         14       ヘキサン       110-54-3         15       シクロヘキサン       110-82-7         16       酢酸ブチル       123-86-4 (n-)         17       酢酸エチル       141-78-6         4       オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシンラン)       681-84-5         5'-[N,N-ピス(2-アセチルオキシエチル)       3618-72-2         ルアソ)-4'-メトキシアセトアニリド       3618-72-2         ルアソ)-4'-メトキシアセトアニリド       8052-41-3         メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)       136191-64-5         20       インジウム及びその水溶性化合物       24         21       オリウム及びその水溶性化合物       3618-72-2         22       オンウム及びその水溶性化合物       36191-64-5         23       インジウム及びその水溶性化合物       3618-72-2         24       タリウム及	3	ブチルアルコール	71-36-3 (n-)			
6 1,1,2,2-テトラクロロエタン       79-34-5         7 メチレンピス(4,1-フェニレン)=ジイソシア ネート       101-68-8         8 トリエタノールアミン       102-82-9         9 2-エチルヘキシルアルコール       104-76-7         10 2,4-キシレノール       105-67-9         11 1,2-エポキシブタン       106-88-7         12 プロピレングリコールモノメチルエーテル       107-98-2         13 メチルシクロヘキサン       108-87-2         14 ヘキサン       110-54-3         15 シクロヘキサン       110-82-7         16 酢酸ブチル       123-86-4 (n-)         17 酢酸エチル       141-78-6         オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシシラン)       681-84-5         5'-[N,N・ビス(2-アセチルオキシエチル) アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド       3618-72-2         20 ビスマス       7440-69-9         21 ナフサ メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミバックメチル)       136191-64-5         22 オンジウム及びその水溶性化合物       24 タリウム及びその水溶性化合物         24 タリウム及びその化合物       360をその化合物         26 銀化合物       30をその化合物	4	プロモプロパン	75-26-3			
7 ネート       スチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシア ネート       101-68-8         8 トリエタノールアミン       102-82-9         9 2-エチルヘキシルアルコール       104-76-7         10 2,4-キシレノール       105-67-9         11 1,2-エポキシブタン       106-88-7         12 プロピレングリコールモノメチルエーテル       107-98-2         13 メチルシクロヘキサン       108-87-2         14 ヘキサン       110-54-3         15 シクロヘキサン       110-82-7         酢酸ブチル       123-86-4 (n-)         17 酢酸エチル       141-78-6         18 カルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシラン)       681-84-5         5'-[N,N)・ビス(2-アセチルオキシエチル)       3618-72-2         ルアゾ)・-ゼ・メトキシアセトアニリド       3618-72-2         20 ビスマス       7440-69-9         21 ナフサ       8052-41-3         メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ビリミジニル オキシ)・6-[1・(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ビリミノバックメチル)       136191-64-5         23 インジウム及びその化合物       49リウム及びその水溶性化合物         24 タリウム及びその化合物       9リウム及びその化合物         25 銅及びその化合物       9         26 銀化合物       9	5	メチルエチルケトン(MEK)	78-93-3			
1	6	1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5			
9 2-エチルヘキシルアルコール 104-76-7 10 2,4-キシレノール 105-67-9 11 1,2-エポキシブタン 106-88-7 12 プロピレングリコールモノメチルエーテル 107-98-2 13 メチルシクロヘキサン 108-87-2 110-54-3 15 シクロヘキサン 110-82-7 110-82-7 16 酢酸ブチル 123-86-4 (n-) 17 酢酸エチル 141-78-6 18 シシラン) 5'-[N,N・ビス(2-アセチルオキシエチル) アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド 8052-41-3 メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニル メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニル メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニル オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル] ベンジウム及びその化合物 24 タリウム及びその水溶性化合物 25 銅及びその化合物 26 銀化合物	7		101-68-8			
10 2,4-キシレノール 105-67-9 11 1,2-エポキシブタン 106-88-7 12 プロピレングリコールモノメチルエーテル 107-98-2 13 メチルシクロヘキサン 108-87-2 14 ヘキサン 110-54-3 15 シクロヘキサン 110-82-7 16 酢酸ブチル 123-86-4 (n-) 17 酢酸エチル 141-78-6 18 オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシシラン) 5-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル) アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアソ)-4'-メトキシアセトアニリド 3618-72-2 19 ピスマス 7440-69-9 21 ナフサ 8052-41-3 22 オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル)ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル) 136191-64-5 24 タリウム及びその水溶性化合物 9 25 銅及びその化合物 26 銀化合物	8	トリエタノールアミン	102-82-9			
11 1,2-エポキシブタン 106-88-7 12 プロピレングリコールモノメチルエーテル 107-98-2 13 メチルシクロヘキサン 108-87-2 14 ヘキサン 110-54-3 15 シクロヘキサン 110-82-7 16 酢酸ブチル 123-86-4 (n-) 17 酢酸エチル 141-78-6 18 オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシシラン) 5'-[N,N・ビス(2-アセチルオキシエチル) アミノ]-2'-(2-プロモ・4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド 8052-41-3 メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシーの・[1-(メトキシイミノ)エチル) インジウム及びその化合物 136191-64-5 26 銀化合物 108-87-2 108-87-2 108-87-2 110-54-3 110-82-7 123-86-4 (n-) 141-78-6 181-84-5 193-86-2 1940-69-9	9	2-エチルヘキシルアルコール	104-76-7			
12 プロピレングリコールモノメチルエーテル 107-98-2 13 メチルシクロヘキサン 108-87-2 110-54-3 15 シクロヘキサン 110-82-7 16 酢酸プチル 123-86-4 (n-) 17 酢酸エチル 141-78-6 81-84-5 5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル) アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド 7440-69-9 8052-41-3 メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル) 136191-64-5 コルスグラム及びその化合物 4 タリウム及びその水溶性化合物 25 銅及びその化合物 26 銀化合物	10	2,4-キシレノール	105-67-9			
13 メチルシクロヘキサン 108-87-2 14 ヘキサン 110-54-3 15 シクロヘキサン 110-82-7 16 酢酸ブチル 123-86-4 (n-) 17 酢酸エチル 141-78-6 18 オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシシラン) 5'-[N,N-ピス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド 8052-41-3 20 ビスマス 7440-69-9 21 ナフサ 8052-41-3 22 オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル)ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル) 136191-64-5 24 タリウム及びその水溶性化合物 25 銅及びその化合物 26 銀化合物	11	1,2-エポキシブタン	106-88-7			
14 ヘキサン 110-54-3 15 シクロヘキサン 110-82-7 16 酢酸ブチル 123-86-4 (n-) 17 酢酸エチル 141-78-6 18 オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキ シシラン) 5'-[N,N-ピス(2-アセチルオキシエチル) アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニ ルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド 3618-72-2 ア440-69-9 20 ピスマス 7440-69-9 21 ナフサ 8052-41-3 メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニル オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル) 136191-64-5 23 インジウム及びその化合物 9リウム及びその水溶性化合物 25 銅及びその化合物 26 銀化合物	12		107-98-2			
15 シクロヘキサン 110-82-7 16 酢酸プチル 123-86-4 (n-) 17 酢酸エチル 141-78-6 18 オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキ シシラン) 681-84-5 19 プミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニ ルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド 3618-72-2 20 ビスマス 7440-69-9 21 ナフサ 8052-41-3 メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニル オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル) 136191-64-5 23 インジウム及びその化合物 25 銅及びその化合物 25 銅及びその化合物 26 銀化合物						
16 酢酸プチル 123-86-4 (n-) 1 17 酢酸エチル 141-78-6 881-84-5 881-84-5 9シラン) 5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル) アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニ ルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド 3618-72-2 7440-69-9 8052-41-3 メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニル オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベ フゾアート(別名ピリミノバックメチル) 136191-64-5 フゾアート(別名ピリミノバックメチル) 23 インジウム及びその化合物 24 タリウム及びその水溶性化合物 25 銅及びその化合物 26 銀化合物						
17 酢酸エチル 141-78-6 18 オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキ シシラン) 681-84-5 19 5'-[N,N-ピス(2-アセチルオキシエチル) アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニ ルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド 3618-72-2 20 ビスマス 7440-69-9 8052-41-3 メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニル オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル) 136191-64-5 21 インジウム及びその化合物 22 タリウム及びその水溶性化合物 25 銅及びその化合物 26 銀化合物	15	シクロヘキサン	110-82-7			
18       オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキ シシラン)       681-84-5         19       5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル) アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド       3618-72-2         20       ビスマス       7440-69-9         21       ナフサ       8052-41-3         メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)       136191-64-5         23       インジウム及びその化合物       24         24       タリウム及びその水溶性化合物         25       銅及びその化合物         26       銀化合物	16	酢酸ブチル	123-86-4 (n-)			
18 シシラン) 5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル) アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニ ルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド 20 ビスマス 7440-69-9 21 ナフサ 8052-41-3 22 オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル) 23 インジウム及びその化合物 24 タリウム及びその化合物 25 銅及びその化合物 26 銀化合物	17		141-78-6			
19 アミノJ-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニ ルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド 20 ビスマス 7440-69-9 21 ナフサ 8052-41-3 22 オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル) 23 インジウム及びその化合物 24 タリウム及びその水溶性化合物 25 銅及びその化合物 26 銀化合物	18	シシラン)	681-84-5			
21       ナフサ       8052-41-3         22       メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニル オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベ ンゾアート(別名ピリミノバックメチル)       136191-64-5         23       インジウム及びその化合物       24         24       タリウム及びその水溶性化合物       25         36       銀化合物       3052-41-3	19	アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニ	3618-72-2			
22       メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニル オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベ ンゾアート(別名ピリミノバックメチル)       136191-64-5         23       インジウム及びその化合物         24       タリウム及びその水溶性化合物         25       銅及びその化合物         26       銀化合物	20	ビスマス	7440-69-9			
22 オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベ ンゾアート(別名ピリミノバックメチル)       136191-64-5         23 インジウム及びその化合物       9リウム及びその水溶性化合物         25 銅及びその化合物       30人びその化合物         26 銀化合物       30人びその化合物	21		8052-41-3			
24       タリウム及びその水溶性化合物         25       銅及びその化合物         26       銀化合物	22	オキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベ	136191-64-5			
25銅及びその化合物26銀化合物	23	インジウム及びその化合物				
26 銀化合物	24	タリウム及びその水溶性化合物				
	25	銅及びその化合物				
27 スズ及びその化合物	26	銀化合物				
	27	スズ及びその化合物				

注:CAS 番号の括弧内の表示は、代替物質の構造が複数に亘る場合に代表的な物質の構造を示したものである。

なお、追加候補物質のうち、第二種指定化学物質に該当するもののみ、第7章のまとめとして整理した。

## 2-3-2 今後の検討に必要な情報

### (1)自治体の意見

自治体へのアンケート調査等において、対象化学物質として追加又は削除するべきものとして、表 2-19 に示すような意見が出された。追加すべき対象化学物質としては、主として他法令で規制等の対象となっている物質が提案されている。

表 2-19 対象化学物質に係る自治体からの意見

追加すべき物質	削除すべき物質
・温室効果ガス	・ SPEED'98 掲載物質で「影響
· NOx, SOx	なし」と判定されたもの
・トータル VOC	・ 取扱実態のない物質
· 有害大気汚染物質(大防法)	

注:詳細は参考資料を参照

#### (2)考察

表 2-18 で示した物質は、平成 13 年度  $\sim$  平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業等の限られた情報に基づく抽出の結果であり、現時点における追加候補物質として可能性を示唆したものである。

今後、法制度の見直しに向けた第一種指定化学物質への追加の可能性を本格的に検討するためには、暴露可能性に関係する項目を中心に、表 2-20 に示すような情報を収集し、別途抽出された調査された候補物質と併せて、総合的な検討が必要と考えられる。

表 2-20 追加候補物質について追加的に必要な情報

区分	必要な情報(例)
代替物質	・ 有害性データ
	・ 流通量(業種別の取扱実態等の詳細;特に近年の増減)
	・ 排出実態(用途等から推定される状況を含む)
	・ 環境中での検出状況
第二種指定化学物質	・ 流通量(業種別の取扱実態等の詳細)
	・ 排出実態(用途等から推定される状況を含む)
	・ 環境中での検出状況
	第二種指定化学物質は、現行の第一種指定化学物質と同等の有害性 を有していると判断されたものであるため、原則として暴露可能性に限っ た情報収集が必要
	特に、メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネートは、現行の第一種 指定化学物質が選定された当初と比べて、取扱の状況等が大きく変化 している可能性が示唆されている。
	第二種指定化学物質については、年間生産量等の概略を第7章の「検 討項目ごとのまとめ」に示す。